

クロネコメンバーズ

送り状発行システム C2 利用規約

ヤマト運輸株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「送り状発行システム C2」（以下「C2」といいます。）の利用条件について、以下のとおり「送り状発行システム C2 利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第 1 条（本規約の範囲）

本規約は、本サービスを次条第 1 項に定めるユーザーが利用するにあたって、当社が別途定める「クロネコメンバーズ規約」（以下「クロネコメンバーズ規約」といいます。）の一部を構成する規約として、クロネコメンバーズ規約と併せて、適用されます。

2. 当社が、当社ホームページ上に掲載し、又は書面その他の媒体によりユーザーに公表する本サービスの利用上の決まりその他の告知（以下「個別規定」といいます。）は、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。ただし、本規約と個別規定とが抵触する場合は、個別規定が本規約に優先するものとします。

第 2 条（ユーザー）

本規約において「ユーザー」とは、当社所定の方法により、本サービスの利用のために必要な情報（以下「ユーザー情報」といいます。）の登録を正常に完了した会員（クロネコメンバーズ規約に定める会員）で、当社が本サービスの利用を承認した者をいいます。

2. 当社は、ユーザーによる本サービスの利用をもって、ユーザーが本規約を承認したものとみなします。

第 3 条（C2 の内容）

C2 は、当社の運送サービスを利用して荷物を発送するにあたり、当社所定の運送サービス（以下「対象サービス」といいます。）の荷物の送り状を発行することができるシステムです。なお、対象サービスは、当社ホームページ等でご案内します。

第 4 条（お届け予定通知の配信）

ユーザーが、C2 を利用して発行した送り状（以下「C2 送り状」といいます。）を用いて、対象運送サービス（一部に限ります。詳細は当社ホームページ等でご案内します。）を利用して荷物を発送し、次項但書に定める条件を満たす場合には、当該荷物について、次項に定める「お届け予定通知」が自動的に配信されます。

2. 「お届け予定通知」は、発送された荷物の到着予定日時等をお届け先のメールアドレス等に配信するサービスです。ただし、ユーザーが登録する C2 送り状の発行に必要な情報（以下「C2 送り状情報」といいます。）のお届け先情報にお届け先のメールアドレスが登録されている場合、または、お届け先が「お届け予定通知」の利用登録をしており、かつ、その登録情報と C2 送り状情報とを照合し、一致した場合に限り、配信します。なお、詳細は「お知らせ通知利用規約」によるものとします。

第 5 条（ユーザーの責任）

ユーザーは、自己の責任と判断に基づき、C2 を利用するものとし、当社に対していかなる責任も負担させないものとします。

2. ユーザーは、C2 に C2 送り状情報の登録を行った場合は、当該登録情報を自己の責任において管理するものとします。

第 6 条（C2 の変更、中断及び廃止等）

当社は、ユーザーへの事前の通知なしに、C2 の内容や名称を変更することができるものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、ユーザーへの事前の通知なしに、C2 の提供を一時的に中断することができるものとします。

(1) C2 を提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的に、又は緊急に行う場合。

(2) 火災、停電、電波障害、天変地異、戦争、内乱、暴動その他の不可抗力により、C2 の提供が困難となった場合。

(3) その他運用上又は技術上、C2 の提供の一時的な中断が必要であると当社が判断した場合。

第 7 条 (C2 の停止・中止)

ユーザーは、事由の如何を問わず、C2 の利用を終了することができます。

2. ユーザーは、事由の如何にかかわらず、クロネコメンバーズ規約又は本規約に基づくユーザーとしての資格を喪失した場合には、自動的に C2 を利用できなくなります。

3. 当社は、ユーザーによる C2 の利用が不適切であると判断したときは、ユーザーに対する事前の通知、催告等を要せず、いつでも C2 の利用を停止し、又は中止することができるものとします。

付則：本規約は、2004 年 4 月 23 日から実施します。

付則：一部改定 2004 年 10 月 1 日

付則：一部改定 2005 年 10 月 11 日

付則：一部改定 2008 年 8 月 4 日

付則：一部改定 2015 年 4 月 1 日

付則：一部改定 2016 年 3 月 24 日

付則：一部改定 2021 年 4 月 1 日

付則：一部改定 2023 年 9 月 20 日